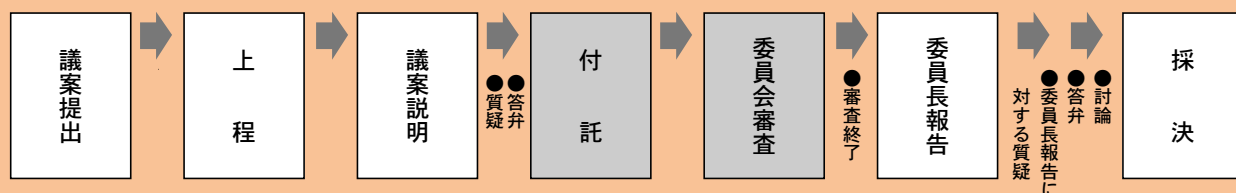


～ 委員会付託の流れ～



総務文教 常任委員会

Q 消防職員の大量退職に備え、再雇用など即戦力による現場対応をどうするのか。

A 向こう5年間で約3分の1が退職する状況で、再雇用は抜本的な対策にはならないと考えている。これまで採用2年目、3年目の職員を4月から9月までの約半年間、県消防学校に入校させていたものを、今後2、3年かけて採用初年度に入校させたいと考えている。採用2年目からは、消防職員、救急隊員にもなれる。その他にも県消防学校での予防・警防等の専門科目研修に今までも増員して受講してもらい、大量退職に備えていきたい。救命士については、現在年間1名ずつの養成を行っているが、新年度からは2名ずつの予算をお願いしたいと考えている。

Q 過疎計画策定の利点について。

A 過疎計画に載らないと過疎債が使えないため、計画の中から事業を選び、過疎債を充当させていく。この過疎対策事業債は100%充当で、元利償還金の70%が普通交付税に算入され、一番有利な起債になっている。平成22年の普通交付税の算定では、9億4千910万6千円が入ってきている。

Q 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例(第3条中「置く」を「置くことができる」に改める)について。

A これからの施設では地元の方々为主体的に管理運営していく場合もあるし、市で管理していく場合もある。今後のことも考えて改めることにさせてもらいたい。



消防訓練大会のようす

建設 常任委員会

Q 議案第124号「平成22年度・横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算」について、使用料の納入状況はどのようになっているのか。また、今年度に入ってから滞納の状況はどうか。

A 納入の仕方として、口座振替により納めている方や、直接納める方などがある。なかには事情により1カ月遅れたりする方もいる。年度途中での月ごとの集計と、年度末の集計とでは滞納者数は異なる。

Q 転居等により使用者がいなくなった場合の対応について。

A 使用料については浄化槽の点検や汲み取りなどの維持管理費用として使っている期間に収めていただくものである。使用する方が

いなくなり使用を止めた場合には料金は発生しない。未納金が累積するというようなことはない。

委員の意見 下水道が通らない地域での水洗化率の向上が図れることや、一時的に高額の資金を必要としないで浄化槽の使用が可能になることなど、市設置型の浄化槽整備事業の趣旨やメリットは理解できる。しかし、負担金や使用料に滞納が発生したり、また、それが増えたりするようであれば経営の圧迫につながる。もしそのような状況が見られるようであれば個人設置型浄化槽の普及を強化するなどの検討も必要となってくるだろうとの意見が出された。



県流域下水道処理センター(横手・黒川)